

奥州市産後ケアのお知らせ

出産後、安心して子育てができるように、宿泊ケアや日帰りケア、訪問で授乳や育児の相談などが受けられる事業です。

◇ 利用できる方

奥州市に住所を有する、原則産後5か月未満のお母さんとお子さん

※ただし、病院等で行う医療的な処置が必要でない方

※産後5か月以降の方は、健康増進課親子みらい係にご相談ください。



◇ 産後ケアの内容（産後ケアは助産師等の専門職が担当します）

- お母さんの体と心のケア（乳房ケア・休養・育児相談）
- お子さんのケア（健康状態などの観察）
- 育児のサポート（授乳・沐浴の練習）

◆ 利用料：無料 ※補助金により無料となります。

利用種類	利用時間	利用回数	利用料金
宿泊 ケア	毎週木曜日9時～金曜日16時 1泊2日 1回1組	3回まで	1回 1泊2日 7,560円（食事代込）⇒ 無料
日帰り ケア	平日 9時～16時 1日 最大2組	7回まで	1回 1,240円（食事代込）⇒ 無料
訪問 ケア	平日 9時～16時30分 おおむね2時間（市内に限る）	7回まで	無料

*利用回数には、市外の利用も含まれます。

*利用時、院外への外出はご遠慮ください。上のお子さんの受け入れはできません。

*宿泊ケアの場合、夜はお子様と一緒に過ごしていただきます。

*予約状況により、ご希望に沿えない場合があります。 *年末年始は休みます。

◇ 利用施設【宿泊ケア・日帰りケア】総合水沢病院 水沢大手町三丁目1番地

◇ 利用する方に準備していただく物

- 母子健康手帳・処方されているお薬
- お母さんに必要なもの（乳房ケア時はフェイスタオル3枚）
- お子さんに必要なもの（哺乳瓶・ミルク・着替え一式・オムツは家で使用しているものを利用時も使用したい場合）



◇ 病院で準備しているもの

- お母さんのもの：部屋着・タオル類など
- お子さんのもの：ベビー服・オムツ（パンパース）やおしり拭き・哺乳瓶消毒セットなど

◇ お申し込み方法と利用の流れ



1 事前に申請します ★R6年1月よりオンラインでも申請可能

出産予定日の3か月前から申請が可能です。
「奥州市産後ケア事業利用申請書」を記入し、利用日の1週間前までに申請してください。

2 お子さんが生まれたら、奥州市健康増進課に連絡します

親子みらい係 34-2171 にお電話をください。
「奥州市産後ケア事業利用承認通知書」を発行します。

3 利用予約の電話をします

※利用の前日 15時まで（平日）に予約してください。

宿泊ケア・日帰りケア：総合水沢病院 25-3833
（産後ケア利用とお伝えください）
訪問ケア：健康増進課 親子みらい係 34-2171
*訪問ケアは、助産師から訪問日時確認の連絡があります。



4 産後ケアの利用

宿泊ケア・日帰りケアは総合水沢病院1階の総合案内が受付窓口になります。
「奥州市産後ケア事業利用承認通知書」をご持参ください。
産後ケアのお部屋は6階になります。

◇利用料の助成について

令和6年4月以降から、市外の施設で産後ケアを利用した場合に利用料の一部を助成します。
一旦料金を自己負担した後、下記窓口にて申請してください。詳細は、市ホームページをご覧ください。

持ち物：領収書、本人確認書類、通帳等口座番号のわかるもの、産後ケア利用承認通知書、
母子健康手帳

申請期限：利用日から1年以内



【申請、お問い合わせ先】

本庁（水沢）	健康増進課 親子みらい係	電話 34-2171
江刺総合支所	健康福祉グループ	電話 34-2523
前沢総合支所	市民福祉グループ	電話 34-0275
胆沢総合支所	健康福祉グループ（悠悠館）	電話 46-2977
衣川総合支所	市民福祉グループ	電話 34-2370

